

兵庫県公報

令和4年3月31日 木曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局調査課）……………	1
○ 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）………	1
○ 兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局議事課）……………	1

公布された法令のあらまし

- ◎**県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）**
基本的な計画である21世紀兵庫長期ビジョンの改定に併せ、名称が変更されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。
- ◎**議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）**
本県の厳しい財政状況等に鑑み、議会の議員の議員報酬について、引き続き減額措置を講じることとした。
- ◎**兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第32号）**
部制の改編に伴い、常任委員会の所管事項に係る規定について、所要の整備を行うこととした。

条 例

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第30号

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成18年兵庫県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「21世紀兵庫長期ビジョン」を「ひょうごビジョン2050」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第31号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「令和4年3月31日」を「令和5年4月29日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。



兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第32号

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例

兵庫県議会委員会条例（昭和38年兵庫県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中

「企画県民部（管理局教育課を除く。）の所管に関する事項」

を

「総務部（教育課を除く。）の所管に関する事項

企画部の所管に関する事項

財務部の所管に関する事項

県民生活部の所管に関する事項

危機管理部の所管に関する事項

」

に改め、同項第2号中

「健康福祉部の所管に関する事項」

を

「福祉部の所管に関する事項

保健医療部の所管に関する事項」

に改め、同項第4号中

「農政環境部の所管に関する事項」

を

「農林水産部の所管に関する事項

環境部の所管に関する事項

」

に改め、同項第5号中

「県土整備部の所管に関する事項」

を

「土木部の所管に関する事項

まちづくり部の所管に関する事項」

に改め、同項第6号中「企画県民部管理局」を「総務部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の兵庫県議会委員会条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。